

令和 5 年度
仁淀川町**建設工事競争入札**参加資格審査
申請・記載要領（**仁淀川町内業者**）

- 1 申請要領 (P 2 ～P 6)
- 2 記載要領 (P 7 ～P 1 0)

高知県仁淀川町総務課

＜要領に関する問い合わせ先＞
高知県吾川郡仁淀川町総務課入札契約係
電 話：0889－35－0111
F A X：0889－35－0571

《 申請要領 》 仁淀川町内業者用

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に仁淀川町が発注する建設工事の指名競争入札及び一般競争入札に参加を希望する者の入札参加資格申請方法等は次のとおりです。

1. 申請方法等

① 受付方法

郵送・メール便・宅配便・書留等とすること。

（直接手渡しの場合、受付はしますがその場で受付番号は発行しません。受付後に書類のチェックをし、適正な申請書に対しチェックリスト兼登録記載書に台帳登載番号を附し、後日返送することになります。）

② 受付期間 令和5年1月4日（水）～ 令和5年2月28日（火）まで（当日必着）

③ 送付先 〒781-1592 高知県吾川郡仁淀川町大崎 200 番地 仁淀川町役場 総務課 入札契約係 電話 0889-35-0111 Fax 0889-35-0571

2. 提出書類

提出書類は、A4判で、1部提出してください。（チェックリスト兼登録記載書は2部提出）

（1） 令和5年度仁淀川町建設工事競争入札参加資格審査申請書（仁淀川町内業者）

☆ 様式：仁淀川町指定様式（1 許可番号 ～ 18 公共工事元請完成工事一覧表）

☆ 高知県土木部へ申請している業者は高知県指定様式（様式 1 ～ 18）でも可能

高知県指定様式を使用する場合の注意点

- ① 高知県指定様式16を使用する場合は、建設業法第7条又は第15条に該当する建設業許可を得るために「営業所ごとに置かなければいけない専任の者」に該当する者は、右端の備考欄に”専任”と明記してください。
- ② 高知県指定様式17を使用する場合は、土木工事業または建築工事業のどちらの技術資格者が氏名の頭に 土木＝土、建築＝建 と明記してください。
- ③ 高知県指定様式18を使用する場合は、「（土木一式工事に該当するもののみ記入）」の部分を見え消し線等で削除してください。（訂正判不要）

● 仁淀川町では、提出書類による地域点数加算や町外業者（仁淀川町内に拠点を置かない業者）の点数によるランク付けは行っていません。

(2) 添付書類（申請書と一括綴じ）

① 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

令和4年10月1日以前の直近の決算日等を審査基準日とするものとする。

なお、受付期間内に提出できない場合は、経営規模等評価申請書の写し（審査（経由）都道府県庁の受付済のもの）を添付し、結果通知書の発行後、速やかに提出すること。

② 一般または特定建設業の許可（通知）の写し

提出日に有効期限を迎えていないもの。ただし、提出日以降に許可の期限を迎える場合は、後日更新した許可（通知）の写しを添付し変更申請手続きをすること。

③ 主たる営業所所在地の納税証明書（完納証明）（写し可）

証明日が令和4年10月1日以降のもので、審査基準日前日（令和4年9月30日）までに納期限の到来した全ての税について滞納がない旨の記載があるもの。

- ・ 国 税 （税務署長の証明：個人事業者は様式その3の2、
法人事業者は様式その3の3）
- ・ 県 税 （県税事務所長の証明）
- ・ 市町村税 （市町村長の証明、仁淀川町の場合「完納証明書」となる）

④ 町内に従たる営業所を置く場合の証明書（写し可）

- ・ 申請書提出日までの直近に、町内に有する従たる営業所の建設業の許可を国もしくは都道府県に提出し、その許可を得たことが分かるもの。（営業所一覧表等）
- ・ 従たる営業所における代表者及び専任の技術者が分かるもの。（専任技術者一覧表等）

⑤ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

代表者による誓約および承諾となり、役員等名簿を記入して必ず提出すること。

⑥ 所在地を異にする他の営業所に契約の権限を年間委任する場合の納税証明書（完納証明）（写し可）

所在地の違う他の営業所に契約の権限を年間委任する場合は、当該営業所の所在地の市町村税の滞納のない証明書（写し可）。証明日が令和4年10月1日以降のもので、審査基準日前日（令和4年9月30日）までに納期限の到来した全ての税について滞納がない旨の記載があるもの。

⑦ 年間委任状（営業所に年間を通じて契約の権限を委任する場合のみ）

- ・ 様式は適宜で1部提出。

- ・ 委任期間は、「令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日」とすること。

【注意】 令和 5 年度の 1 年間を通して、代表者の落札後の契約権限を営業所に委任する場合は、年間委任状（様式適宜）としてその旨記載し、1 部提出してください。これにより指名競争入札における指名通知又は一般競争入札参加資格確認通知は、代表者ではなく当該年間委任状の受任者あてに送付するとともに、契約締結時の相手方も当該受任者となります。

※ 入札権限のみを委任する場合は、年間委任状での委任は出来ません。（年間委任は入札権限及び契約締結権限も委任する場合に限ります。）

なお、提出いただいた年間委任状は返却しません。（受付印を押して返却することはしませんのでご注意ください。）入札権限のみの委任については入札の都度その入札用の委任状が必要な取扱いとしますので、（任意に年間委任状を作成し、活用する（コピーも可）ことは差し支えありません。）今回の入札参加資格申請時に提出する必要はありません。

⑧ 令和 5 年度建設工事入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト兼登録記載書
（2 部必要）

⑨ 返送用封筒（定形封筒に返送先を記載し、84 円分の切手を貼ったもの 1 通）

⑧のチェックリスト兼登録記載書の返送に使用します。

3. 申請書提出後の記載事項の変更

申請書を提出した後に、次に掲げる事項について変更があった場合は、変更届を速やかに提出すること。（様式適宜：1 部提出）

- ① 商号又は名称
- ② 代表者名
- ③ 所在地
- ④ 電話番号・FAX 番号・メールアドレス
- ⑤ 受任者欄に記載した事項
- ⑥ その他の重要な事項

※1 ①～③についての変更があった法人は、許可行政庁へ提出した変更届出書（建設業法施行規則別記様式第 22 号の 2）（經由都道府県庁の受付済のもの）及び添付書類の写しまたは登記簿謄本（写し可）を添付すること。

※2 ⑤のうち、営業所名、営業所代表者、営業所所在地について変更があった場合は、許可行政庁へ提出した変更届出書（建設業法施行規則別記様式第 22 号の 2）（經由都道府県庁の受付済のもの）、建設業法施行規則別記様式第 1 号別表及び同様式第 11 号の写しを添付すること。

※3 ①～③、⑤の変更に関連して、年間委任状の記載内容に変更があった場合は、変更後の年間委任状も提出すること。

4. 申請書提出後の経営規模等評価通知書・総合評定値通知書の提出

申請後に経営規模等評価申請をしたときは、その結果通知書の写しを1部速やかに提出してください。

5. 組織変更等に伴う再審査、承継手続きについて

合併、営業所の譲渡、会社分割、個人が法人組織に変更した場合、協業組合を設立した場合等は、随時資格審査を受けることができます。審査には(2)の提出書類を整えていただいてからになります。

存続会社が仁淀川町建設工事入札参加資格を有しており、合併に伴い商号変更を行う場合は、再審査申請の前に建設工事入札参加資格変更届けを提出してください。

(1) 審査基準日

合併、事業譲渡、分割等の日の翌日

(2) 提出書類

- ① 仁淀川町建設工事競争入札参加資格審査申請書類（県内業者）提出書類（1）一式
- ② 合併等に伴う経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ③ 合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し
- ④ 合併、会社分割等に係る総会議事録の写し
- ⑤ 合併、会社分割等後の登記簿謄本
- ⑥ 合併、会社分割等後の納税証明書（国、都道府県、市区町村）

※他の営業所に契約の権限を委任する場合は、その営業所を管轄する県税事務所、区市町村の納税証明書も必要

- ⑦ 合併、分割等のフロー図

6. その他の再審査について

次に該当することとなった場合は、直ちに仁淀川町総務課管財係へ報告してください。

再審査の申請により、資格の再認定を行います。

（再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。）

- ① 会社更生法の手続開始の申立てを行った者
- ② 民事再生法の手続開始の申立てを行った者
- ③ 特定調停の手続開始の申立てを行った者

(1) 審査基準日

受審する日によって異なりますので事前にご連絡ください。

(2) 提出書類

- ・ 仁淀川町建設工事競争入札参加資格審査申請書類（県内業者）提出書類（１）一式
- ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
- ・ 手続開始の決定書の写し
- ・ 貸借対照表及び損益計算書

《 記載要領 》 仁淀川町内業者用

(1) 令和5年度仁淀川町建設工事競争入札参加資格審査申請書について

(様式項番1~18)

・高知県土木部へ申請している業者は、高知県指定様式の様式 1 ~ 18 でも申請可能

①社印を押印すること。

②項番1「許可番号」

大臣か知事コードを記入すること。(国土交通大臣許可 00.... 県知事許可 39....)

番号は右詰めで記載し、左余白は0で埋めること。

(例) 高知県知事許可(般-19)第9999号 → 3 9 第0 0 9 9 9 9 号

③項番2「審査基準決算」

令和4年10月1日以前の直近の8月末までに終了した事業年度の終了日を記載すること。

その際、空位のカラムには0を記載すること。

(例) 令和4年6月30日 → 令和 0 4年 0 6月 3 0日

④項番3「申請区分」

令和4年度建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出した場合には、継続のカラムに1を、それ以外の場合は新規のカラムに1を記載すること。

⑤項番8「所在地」は、市・郡名から記入すること。

(例) 吾川郡仁淀川町大崎200番地3 → 吾 川 郡 仁 淀 川 町 大 崎 2 0 0 - 3

⑥項番9「電話番号」

主たる営業所の電話番号を、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-」(ハイフン)で区切り、左詰めで記入すること。

⑦項番11「FAX番号」も同様に記入すること。

「メールアドレス」も必ず記入すること。

⑧項番10「課税免除届」

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)が、消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを、該当するカラムに1と記載すること。

⑨項番12「経審を受けた業種」

該当するカラムに○を記入し、「申請業種」は、希望する業種のカラムに $\boxed{1}$ を記入すること。なお、申請業種は必ず審査基準日までに建設業許可を受け、審査基準日の直近の決算の経営事項審査を受けていること。ただし、当該経営事項審査を受審してから審査基準日（令和4年10月1日）までに建設業許可を受けた業種を申請する場合は、当該経営事項審査の再審査を受けること。

また、営業所に契約権限を委任する場合の申請できる業種は、当該営業所に建設業許可のある業種に限ります。

⑩項番 $\boxed{13}$ 「連絡先」

入札資格審査申請書の担当者の連絡先を記載すること。

⑪項番 $\boxed{14}$ 「特定希望工種」

塗装工事及び管工事を申請された方のうち、特定工種の直接施工が可能で、その業種の指名を希望する場合に記載すること。

⑫項番 $\boxed{15}$ 「出資会社名簿」

審査基準日（令和4年10月1日）現在で他の建設業許可業者から出資を受けている場合に、その出資状況を記載すること。（個人事業者は記載不要）

☆ 出資を受けていない場合は 申請者、許可番号、頁数 総資本金額のみ記入すること。

- 「頁数」は、名簿の何枚目かを右詰めで記入し、空位のカラムには $\boxed{0}$ を記入すること。
複数枚になる場合は、様式をコピーしたものを使用すること。
- 「総資本金額（出資金額）」は、円単位で右詰めで記入すること。（会社の資本金額）
- 「番号」は、1から順に通し番号を記入すること。

⑬項番 $\boxed{16}$ 「建設業に従事する職員一覧表」

- 従事する技術職員及び現場代理人を記載すること。
- 「頁数」は、名簿の何枚目かを右詰めで記入し、空位のカラムには $\boxed{0}$ を記入すること。
(例) 2枚目 → $\boxed{0}\boxed{2}$ 項
- 「技術職員数」は、名簿に記載した技術職員の合計を記入すること。
(例) 15人 → $\boxed{0}\boxed{1}\boxed{5}$ 人
- 「その他の職員数」は、技術職員、現場代理人以外の人数を記入すること。
- 「合計」は、名簿に記載した技術職員数、現場代理人数、その他の職員数の合計を記入すること。
- 「番号」は、名簿全体を通しての通し番号を記入すること。
- 建設業法第7条又は第15条に該当する、建設業許可を得るために営業所ごとに置かなければいけない専任の者には、「営業所ごとに置く専任の者に○」欄に○印をすること。
☆高知県指定様式 $\boxed{16}$ を使用する場合は、右端の備考欄に”専任”と明記してください。

- 「技術研修単位数」は、審査基準日（令和 4 年 10 月 1 日）現在の全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度における登録単位数を記入すること。
- 「技術職員」、「現場代理人」、「その他」の欄には、該当する欄に○印をすること。（「その他」は、その他の職員数）
- 職員のうち技術職員については、審査基準日（令和 4 年 10 月 1 日）現在の技術職員（常勤雇用に限る。ただし出向者は除く。）を、経営事項審査の技術職員名簿と同じ順番で記入すること。
新たに名簿に加わった者は、技術者名簿の最後に記入すること。
- 採用年月日を記入し、その確認方法についても記入すること。
（例）H10. 4. 1 健康保険被保険者証
- 「有資格区分コード」は、別添「経営事項審査に係る技術者資格区分表」を参照しコードを記入すること。決算日以後 9 月 30 日までに取得した新たな資格は、その者の資格のコードの最後に記入すること。なお、実務経験については「実務経験担当業種」の欄に、別添「実務経験担当業種コード表」を参照し記入すること。
- 日給制の場合は、審査基準日前日までの 1 年間（令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの期間）においての 20 日以上勤務した月数と、年間出勤日数を記入すること。（中途採用の場合は、「総出勤日数＞200 日×雇用月数／12 月」を満たしていること。）

⑭項番 **17** 「**監理技術者資格者一覧表**」

- 土木工事業または建築工事業のどちらの資格かを記載する。
- 「頁数」は、一覧表の何枚目かを右詰で記入し、空位のカラムには **0** を記入すること。
- この表は、「**16** 建設業に従事する職員一覧表」に記載した者の中から、監理技術者資格者について記入すること。
- 番号は 1 から順に通し番号を記入すること。
- 土木工事業と建築工事業のどちらの技術資格者か、土・建のどちらかを○印で囲むこと。
☆高知県指定様式 **17** を使用する場合は、土木工事業または建築工事業のどちらの技術資格者か氏名の頭に 土木＝土、建築＝建 と明記してください。
- 監理技術者講習受講の有無のどちらかを○印で囲むこと。
- 監理技術者資格者証が与えられ監理技術者講習修了証を有していること。
- 勤務年数は、審査基準日現在で 6 月を超える場合は○を記入すること。
- 合計欄は、審査基準日現在で継続勤務期間が 6 月を超え、かつ、講習受講有りの人数を（ ）内に再掲すること。

⑮項番 **18** 「**公共工事元請完成工事一覧表**」

- 土木一式工事だけに限らず、受注実績を把握するため公共工事全般について実績を書いてください。
☆高知県指定様式 **18** を使用する場合は、「（土木一式工事に該当するもののみ記入）」

を見え消し線等で削除してください。(訂正判不要)

- 「頁数」は、一覧表の何枚目かを右詰で記入し、空位のカラムには $\boxed{0}$ を記入すること。
- 番号は1から順に通し番号を記入すること。
- 直前の事業年度における公共工事の元請完成工事について、1件毎に記入すること。
(単位千円)
- 一覧表には、受注実績の把握のため、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 1件の工事が概ね1千万円以上を記載すること。(1件毎の工事が1千万円未満でも可)

**(2) 令和5年度仁淀川町建設工事入札参加資格審査申請書提出書類チェックリスト
兼登録記載書(2部提出)**

- 書類が整っているか確認し、 $\square$ (必須書類) 又は $\square$ (必要な場合のみ添付する書類)
の必要箇所にチェック $\boxed{\vee}$ を入れること。
- 登録終了後、登録番号を付して1部控えを返送するので、必ず**2部提出**すること。